

平成 28 年第 1 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 3 月 3 日

亀井委員

まず、神奈川県動物保護センター建設基金についてお尋ねします。今年度の目標額と、収支について教えてください。

食品衛生課長

現在の寄付金額は、総額で 3,611 万 9,559 円です。目標額は今年度 1 億円です。現時点では目標額には達していません。

亀井委員

来年度の目標額と支出に関してはどのくらいでしょうか。

食品衛生課長

建設基金の周知だけでなく、動物愛護の普及啓発も含めた事業として、371 万円ほどの支出があります。そのほかに、県のたよりの特集号について 1,234 万円ほどの支出があります。来年度の目標額は、3 億円です。

亀井委員

前倒しで寄付が集まると想定して、10 箇月で換算すると月に 3,000 万円となり、1 日で 100 万円程度の寄付を集めなければならない。1 日という単位で換算するのは少々難があるかもしれないが、そのくらいのボリュームがある寄付ということです。他会派の委員からも確認があったが、法定必置の施設であるのになぜ、寄付で建設するのでしょうか。

食品衛生課長

新しい神奈川県動物保護センターは、確かに法定必置ではありますが、狂犬病予防法に基づく犬の殺処分だけでなく、動物愛護の取組をより一層進めるため、処分する施設から生かすための施設へ転換するということをコンセプトとしております。こうした動物愛護の輪が、神奈川県から全国に広がっていくことが大切です。こうした取組を広く理解していただき、みんなで力を合わせて神奈川県動物保護センターをつくり上げるという趣旨から、寄付を募ることは望ましいと考えております。

亀井委員

私もコンセプトは承知しています。先ほどお話したとおり、1 日当たり 100 万円の寄付を集めなければならないのですが、今のコンセプトを踏襲した上で、これからもとりあえず寄付で建設するということでよろしいのでしょうか。

食品衛生課長

目標額に達するよう、頑張ってみます。

亀井委員

頑張るとの決意表明がありました。この場合は質疑を行うとともに、その裏付けも確認しなければならない場です。今後の取組はどのように行うのでしょうか。

食品衛生課長

これまでの取組として、県のたよりやホームページ、リーフレットなどの広報媒体、FMヨコハマ、かなフルTVなどの媒体、フェイスブックで周知して

まいりました。また、動物愛護のPR動画を作成し、本県の取組や新しい神奈川県動物保護センターのコンセプトについて広くお知らせしております。現在、総額3,604余万円ですが、平均すると1件当たり2万円ほどの寄付を頂いている計算になり、ほとんどが個人の方から頂いたものです。毎週100万円ほどの寄付を頂いている状況ですので、個人の方については、今後も継続されるよう普及啓発を行い、底上げを図っていきたいと考えております。一方、目標額を達成するためには個人の方だけでは難しいという現状、法人や団体の方からの寄付が効果的だと考えられることから、現在、法人や団体の方に対して協力をお願いを行っているところです。

亀井委員

1週間で100万円ほどの寄付が集まっているとのことで、結構集まっていると思うのですが、先ほど申し上げたとおり、来年度の目標は1日当たり100万円です。1週間で行うところを1日でやらなければならない額です。個人の寄付を継続しながら、大口の企業や団体に足を伸ばしていかなければならないという話になります。そうすると、今の段階からどういう企業や団体を回るのか、資本金が幾らくらいのところをターゲットにしているのか、しっかりリストアップして準備しているのかというところが非常に心配であります。どこどこ株式会社というような個別的なことについてまで伺おうというものではないが、どのくらいの数の企業を念頭に置いて行動を開始しようとしているのでしょうか。

食品衛生課長

事業所の所在地や本社が、神奈川県、東京都であるところが中心になってくると思います。また、未病産業研究会など、保健福祉局の事業に関連がある企業なども対象になります。また、過去に県等への寄付に御協力を頂いた企業などにも周知を図ってまいります。併せて、ペットに関連するペットフード会社やペット保険会社など、動物に関係の深い企業や、また、庁内の他部局から紹介された企業や団体等にもアプローチを始めています。具体的には、企業規模は様々ですが、大手ですと金融関係や保険関係、製造業などで、神奈川県に関係がある企業に呼び掛けをしたいと考えております。

亀井委員

過去の実績を踏まえてペットフード関連とか、保健福祉関係とか、いろいろな業種に行くみたいですが、実際に行った実績はあるのでしょうか。

食品衛生課長

既に県の職員が直接お伺いしている企業もあれば、パンフレット等を見て企業の方から話を聞かせてほしいという連絡もあり、今のところ直接足を運んだ企業が10社ほどあります。これからもっと数を増やして、まめに足を運んでいきたいと考えております。

亀井委員

業種はいろいろと説明していただきましたが、規模の方が大事だと思います。体力がなければ寄付どころではない。その辺りをしっかり勘案していかなければならないと思うのです。また、他部局と連携するということですが、例えば、インベストで神奈川県に誘致して来た企業に寄付をお願いしますとは言いづら

いとは思いますが、そういうところはどのようなのでしょうか。他部局と連携ということでインベストが絡んでくれば、産業労働局との連携もあると思いますが、その辺りはどう考えているのでしょうか。

食品衛生課長

企業の規模については、優先順位としては大企業で県にゆかりのある企業、過去に実績のある企業に、実際、優先的に足を運ばせていただいております。インベストについては、平成 16 年度に創設され、平成 22 年度からはインベスト神奈川 2 n d ステップということで新しい産業集積支援事業が始まっていると聞いております。こうした企業にも順次、本県の動物愛護の取組に対して周知を図って、御理解いただきたいと思っております。この制度については、委員御指摘のとおり産業労働局が所管しておりますので、寄付や周知の協力については所管部局と調整を図りながら、依頼していきたいと考えております。

亀井委員

インベストだけではなく、いろいろな企業に接触するとなるとこれは産業労働局であると思いますが、インベストに関係なく、知事が言うように他部局と連携ということであれば、産業労働局以外にも連携しなければならないところもあると思うのですが、他にアクションを起こしているところはあるのでしょうか。

食品衛生課長

基本的には全ての部局にお願いをして、直接、企業を紹介していただくケースもありますが、企業の団体や協議会を紹介していただくケースもあり、それを足がかりに企業を回っていききたいと考えております。

亀井委員

神奈川県企業だけでなく、全国の企業で C S R に力を入れて企業ブランドを高めている企業が幾つもありますが、C S R 予算額がどのくらいか御存じでしょうか。

食品衛生課長

県内企業で C S R の予算がどのくらいかは承知しておりませんが、日本経済団体連合会が社会貢献活動実績調査を行い毎年分析していると聞いております。この資料によりますと、平成 26 年度は 1, 352 社を対象として調査を行った結果、社会貢献活動に対する支出合計額は 1, 661 億円であり、1 社当たりの平均支出額は、東日本大震災関連支出を除くと 4 億 6, 500 万円と報告されています。この統計を見て、大企業ではかなり社会貢献にお金を使っていることを改めて認識しました。こうした C S R 活動を積極的に行っている企業に対しても、働き掛けていきたいと考えております。

亀井委員

C S R に力を入れている企業は、リストアップしているのでしょうか。

食品衛生課長

ホームページ等でも確認できますし、お話の中でも伺いながら把握していません。

亀井委員

来年度の 3 億円は、1 日 100 万円のレベルであり、こういう形で集めるとこ

のくらい集まるといった金額的なことがないので比較するのは難しいが、少し心配です。本当に寄付で行うのであればスキームをしっかりと持たないと、いつまでもたっても集まらないのではないかとという危惧があるのです。CSRのところもあるし、先日のしきだ委員が言われた方法もあるし、そういうことを参考にしながら寄付で行うのであれば、寄付で集まるのだという感触を県民に抱かせていただきたいと思います。それを踏まえた上で、頑張ります、努力しますというなら分かるのですが、そういうことがないのに頑張ります、努力しますでは、ただの決意表明で終わってしまいます。是非、スキームをしっかりと、こういうリストがあって、こう回って、こう話をすればしっかりと寄付が集まるスキームになっているという取組をお願いしたいと思います。食品衛生課長から寄付で行うという力強い発言があったので、それをやり遂げるのであれば、その裏付けが必要です。そこをしっかりと、是非、来年度は3億円を集めていただきたいと思います。

次は、神奈川県水道ビジョンについて何点かお聞きします。水道ビジョンに関しては、神奈川県としてこれからどうするかという将来性、将来設計の話と、また、広域化の話も含まれてくると思うので、その点を中心に何点かお聞きしたいと思います。水道の供給を担うと言われている企業庁、土地水資源対策課に知事の肝いりでできた水政室、保健福祉局の環境衛生課の三つの部署が水道の将来性設計というか、広域化に関わる部署と思うのですが、それらはどのように連携してきているのでしょうか。

環境衛生課長

水道ビジョンの策定に向けては、学識者、水道事業者、公募県民で構成する神奈川県水道ビジョン検討会を設けて、検討を進めてまいりました。企業庁は、県内の12市6町に給水している広域水道事業者であり、また、箱根地区では民間活力を導入した水道事業を実施するなど、事業運営に関する様々なノウハウを有しています。そこで、企業庁には水道ビジョン検討会に構成員として参加してもらい、水道ビジョンの策定に直接的にかかわってもらっています。また、水政室には水道ビジョン検討会にオブザーバーとして参加してもらい、水道事業者の考え方などについて情報共有を図り、特に広域化については密接に意見交換を行ってまいりました。

亀井委員

オブザーバーに入っているところは、どこでしょうか。

環境衛生課長

水政室です。企業庁は検討会の構成員になっています。

亀井委員

水政室ができたのだから、水政室はオブザーバーではなくて構成員にすればよい。その方が意見をしっかりと聴取できるのではないかと思います。

環境衛生課長

水道ビジョン検討会自体は平成26年度に設置したもので、水政室は平成27年度にできたということもあります。また、同じ知事部局ということで、事務局は環境衛生課が担い、水政室にはオブザーバーとして情報共有は図っておりますが、常に日頃から別途情報交換をしておりますので、水道ビジョン検討会

のメンバーとして意見を言うというよりも、同じ知事部局の部署として、通常のやりとりの中で意思の疎通は図ってまいったところでは。

亀井委員

水政室は後からできたので、いきなりそこで構成員になるのは難しいということでしょうか。

環境衛生課長

当初のメンバーに入っていなかったということもあります。

亀井委員

今後、三つの部署がしっかりと連携していかないと、将来設計の話も広域化の話もできないと思いますが、今後、どのように連携していくのでしょうか。

環境衛生課長

企業庁は、先ほど申しましたとおり、様々な水道事業運営に関するノウハウを持っており、水道事業の効率化に向けた取組を進めること、例えば、民間活力の導入による経費の削減ですとか、事業者間連携による共同での施設整備というようなことも既に実施しており、ノウハウも持ってあります。そういう面で一緒に取組を進めるということでは、また、水政室では広域化に関する取組として、水道事業者が参画した広域化の実現方策についての検討の場を設けることとしておりますので、そういった広域化の取組と連携して、3者が密接な連携の下で、持続可能な水道の実現を目指してまいりたいと考えております。

亀井委員

今の答弁を前提にするわけではないのですが、許認可を持っているのはこの三つの部署のうちどこでしょうか。

環境衛生課長

私たち環境衛生課です。

亀井委員

国からの補助金等が入ると思うが、この受皿となる窓口はどこでしょうか。

環境衛生課長

その窓口も環境衛生課です。

亀井委員

そうすると、環境衛生課が許認可も持って、お金も持っているわけですが、そうなるこの三つの部署があって、やはり環境衛生課がしっかりしたイニシアチブをとらなければいけないと思うのです。なぜかという、許認可もあれば、お金もある。そうすると情報も入ってくるでしょうし、いろいろな企業とのやりとりがあって、水政室が広域化に向けて行っているとはいえ、どちらかという情報は環境衛生課の方が持っているのではないかと思うのです。一般の企業は行政に対しての対応というのは、やはり許認可とかお金を持っている方にどうしても比重は置かれるのではないかと私は思うのです。そうすると、この3者が集まったときに、これからの将来像のこと、また広域化のことを考えると環境衛生課が正にイニシアチブをとらなければならないと思いますが、どのような形で今後は取り組んでいくのでしょうか。

環境衛生課長

先ほど許認可は環境衛生課と申しましたが、正確に申しますと給水人口が5万人で分かれており、5万人から上が厚生労働省の所管で、5万人から下が県知事の所管となっております。また、補助金につきましても、今年度までについては補助金は県を一応通しますので、県が窓口になってはいますが、お金自体は直接国から水道事業者に行くという形になっており、県費に一旦入って県費として出すという形ではないというのがあります。水道事業者に関し、許認可の中で情報はもちろん入ってきますが、基本的には私どもで把握している情報は、衛生面、水質管理がきちんとできているかどうかというところの情報がほとんどでして、詳しい経営の内容は、なかなか通常の業務の中では把握できないところがあります。それで、新たにできた水政室は、広域化については主に担っていくという設定の下で設置された課ですので、広域化という意味においては水政室が中心になって、我々も連携を当然図りながら進めていきたいと考えております。

亀井委員

水道事業の経営の中で、単年度赤字になっているような市町村があれば教えていただけますでしょうか。

環境衛生課長

平成25年度ですが、三浦市、南足柄市、開成町の3市町が単年度赤字です。

亀井委員

三浦市は人口5万人未満ですから、正に県のイニシアチブの場所です。場所というか、イニシアチブをとれる三浦市水道があると思います。そのようなところから、何か県に依頼がきていますでしょうか。

環境衛生課長

まず、先ほど人口と申しましたが、正確に申しますと給水計画人口ということで、三浦市はその計画人口という意味では5万人を超えていますので、現時点でも大臣認可の事業者です。三浦市から何かお話があったかということですが、以前、かなり前から三浦市は県営水道への統合を希望しており、企業庁と結構時間をかけてやりとりをしてきております。私どもにもその仲立ちをしてほしいというお話はいただいております。

亀井委員

計画給水人口というのが分からなかったが、三浦市は単年度赤字です。それに対して県はどのような取組ができるのでしょうか。

環境衛生課長

経営状況が赤字になった場合でも、そもそも私どもは三浦市に関して認可庁ではないわけですが、赤字になったところであっても、経営改善をなさいというような指導ということは、基本的にはやる立場にはないと認識しております。独立経営の原則というのが水道事業にはあり、各水道事業者、要するに市町村が自らの責任において経営していくというのが基本でありますので、仮に認可権を持っていても、県が経営改善にこうしなさい、ああしなさいということ言える立場ではないということです。

保健福祉局長

保健福祉局は、先ほど環境衛生課長から答弁したように、主に安全といった

部分での権限が強いのです。公営企業の経営については、市町村課が公営企業の経営指導というところでいて、国から示された要件に見合った経営ができていないとか、人員の問題、行政改革の問題ですとか、そういった観点から公営企業を指導するという観点で、市町村課の方で指導しております。

亀井委員

直接的に県がどうこうするという話ではないと思うのですが、県の方にも、県営水道の方にとりか、いろいろ何とかしてくれないかという話が多分あるのかと思って、少しそれをお聞きしようと思ったのです。それで、パブリック・コメントの意見とかぶるのかもしれないのですが、使用水量が増加するほど単価の上がる逓増型の料金体系は、大口の需要者には負担の大きい料金体系と考えられていて、大きな企業は、そういうところでお金を払うのを嫌がって、地下水か何かを利用するということがあるみたいですが、そのために多くの方々が水道から離れていく。逓増型の料金体系を見直すことによって、水道水の利用が促進されるのではないかという御意見もパブリック・コメントの中にはあったのではないかと思います。料金体系の見直しについてはどのように考えているのでしょうか。

環境衛生課長

水道事業は、水道施設整備にばく大な費用がかかるという特徴があります。施設整備費用などの固定的な経費を基本料金で回収しようとする、基本料金が非常に高額となるということがありますので、多くの水道事業者は基本料金は低く抑えて、使用水量に連動させる従量制の料金、従量料金の割合を高くしているというのが現状です。水道ビジョンでは、今後、人口減少が進み、給水収益の減少が見込まれる中では、従量料金の比率が高い現状の料金体系では固定的な経費を回収できなくなるおそれがあり、経営の安定のためには従量料金の比率を低下させることが望ましいという方向性を示しています。今、お話のあった逓増型の料金ですが、従量料金については現状では、使用水量が増加するほど単価が上がるという逓増型の料金体系となっており、お話のとおり大口顧客にとっては、いわば不利な料金体系となっております。こういう料金体系は、かつてのように水需要の増加が急で、それに見合って供給量を増やすことが困難であった時代には、大口需要者の使用水量を抑えるという効果があったと考えられますが、水道ビジョンでは、今後、給水量の減少が見込まれる中では最も基本的なライフラインである水道の料金を低廉なものに抑えるという必要性に加え、水道事業者の経営の安定性ですとか、受益者負担における公平性といった視点も含めて、バランスの取れた料金体系を検討する必要があるという方向性を示しております。

亀井委員

要するに、逓増型の料金で水道をたくさん使うところが、うわさかもしれないが水道料金が高いということで移転してしまうという話もよく聞くのです。そうすると、我々一般の庶民のユーザーたちの水道料金は置いておいたとして、大口で使う大企業の水道料金をもっと下げる。しかし、下げ過ぎてしまうと今度は県の方が傷んでしまうとか、供給する方が大変になってしまうので、その損益分岐点みたいのを設けているのでしょうか。それとも、これから損益分岐

点みたいなものを入れて、少しでも水道料金を減らして、地下水を使っている大企業の方に我々の水を使ってもらおうというような形の試みというのは、考えていますでしょうか。

環境衛生課長

水道ビジョンでは先ほど申しましたような逡増型の料金の見直しという方向性はお示ししてはおりますが、具体的に料金体系をどのように変えるかというのは、各水道事業者の判断ということになります。今、お話のありました大口の顧客にとっての水道料金負担を減らして、地下水から水道に転換を図る、促進するという点については、細かくなって恐縮ですが、工業用水として水道水を供給しているのは、神奈川県内では横浜市と川崎市のみです。企業庁を含めたほかの水道事業者は、飲料水として上水道のみを提供しており、工業用水は提供していません。上水道については当然飲めるように細かい51個の検査項目を全部クリアしているということが条件になっておりますが、工業用水についてはそういう基準がありませんので、当然、浄水のレベルにも違いもありますので、費用が全然違います。例えば、横浜市の例で言いますと、これは使用量によっても違うのですが、目安として横浜市の場合は1立方メートル当たり上水道ですと43円なのに対し、工業用水ですと4円という10倍の差がある状況です。したがって、上水道の料金を下げることによって、地下水から上水道への転換を促すというのは、現実にはかなり難しいのではないかと考えられます。

亀井委員

損益分岐点に近づけることによって、それでも地下水の方が安いのですから、無理だということかもしれないが、そこでアクションを起こせるのではないのでしょうか。そこで企業に話す余地ができるわけなので、そうすることによって神奈川県の水道はもっと安定してくるのではないかと考えて、提案というか、要望しておきます。ですから、少し考えながらこれから将来にわたって、まだ、神奈川県は全国的にも恵まれた場所、環境にあるのだけれども、これからの将来的なことを考えると、今みたいな考え方も必要ではないかと考えて要望しておきます。

最後に、これからの将来設計に伴う人材育成についてですが、耐震化もしていかなければならない、老朽化対策もしていかなければならない水道がこれから増えてきて、新聞報道によると、給水量の20%くらいが漏水している状況もあるらしく、それを直すには職人の方々が必要です。やはり技術の継承というか、神奈川県は別に他の市町村水道は関係ないというかもしれないが、小さいところは少人数で行っているから、それらを継承していくことが結構難しいのではないかと考えているのですが、県として将来的にどのように考えているのでしょうか。

環境衛生課長

神奈川県には、特に県西部に小さな規模の水道事業者がたくさんあります。10人以下の人数で運営をしているのが大半ですので、人材の確保と技術の継承というのは大きな課題と認識しております。水道ビジョンにおいては、職員数の確保について、職員数や人事サイクルにも配慮した長期的な視点に立った人



材の確保、育成を図る必要があるとしております。また、限られた職員数であっても、施設点検ですとか、メーターの検針業務などの各水道事業者に共通する業務について、共同で委託するというような方法もありますので、そういうことをすることによって業務を絞り込んで、職員の守備範囲を限定することによって、技術の水準を維持するということですか、経営の効率化を図ることが期待できると考えられます。そこで水道ビジョンでは、管理業務の共同委託等の検討を進め、導入可能なところから行うという方向性を示しております。

亀井委員

これからやはり少子高齢化がどんどん進んでいくと、今、おっしゃっている県西部の方は非常に中小零細な事業者が多かったりするので、その点は人材育成、技術の継承は、それこそ広域化というか、民間活力も利用しなくてはいけないでしょうから、そのところはしっかり県がイニシアチブをとって、継続的に安全、安心な水が提供できるように要望して質問を終わります。